

# 看護多機能ホームまべちの風

(指定看護小規模多機能型居宅介護)

## 重要事項説明書

### <事業者>

法人名	株式会社 ゆとり
法人所在地	青森県八戸市諏訪2丁目6-18
電話番号	0178-72-5370
代表者氏名	代表取締役 工藤 久子
設立年月日	平成 18年 7月 19日

### <事業所の概要>

事業所の種類	指定看護小規模多機能型居宅介護
事業所の名称	看護多機能ホームまべちの風
八戸市指定	0290300276
所在地	八戸市大字尻内町字表河原31-2
電話番号	0178-38-1088
FAX 番号	0178-27-8558
緊急時の連絡体制 携帯電話番号	080-6047-1352
サービスを提供できる地域	八戸市
管理者の氏名	船渡 柔斗(ふなわたり やわと)
開設年月日	平成 29年 1月 1日
利用定員	登録定員 29名(通い 18名、宿泊 9名)
居室の概要	個室 9室、居間・食堂、浴室(個浴・特浴)

その他 消防法に基づく設備

### <事業の目的>

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護看護多機能ホームまべちの風(以下「事業所」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定看護小規模機能型居宅介護の円滑な運営を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とします。

### <当事業所の方針>

- (1) 事業所は、提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせる家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療補助を行います。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (3) 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- (4) 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者、主治医、地域包括支援センター、保健医療及び福祉サービスを提供する者と地域住民との連携に密に努めます。
- (5) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (6) 事業所は、提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- (7) 事業所は、提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な助言・指導を行います。
- (8) 前項の他に八戸市指定地域密着型サービスに関する基準を定める内容を遵守し事業を実施します。

### <営業日及び営業時間 >

当事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

- (1) 営業日:365日
- (2) 営業時間
  - ①通いサービス (8:00~17:00)
  - ②訪問サービス 24時間
  - ③宿泊サービス (17:00~ 8:00)
  - ④利用者の活動時間帯 (6:30~21:00)
  - ⑤夜間及び深夜の時間帯 (21:00~ 6:30)

尚、通い及び宿泊サービスの営業時間については、利用者の心身の状況・希望及びおかれている環境をふまえて、柔軟に対応するものとします。

また、上記の営業時間の他、電話により24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき営業時間外の対応を行うことができます。

<職員の配置状況>

介護職員

職名	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	介護福祉士	1名		1名	当該施設の管理業務に従事する。 苦情処理担当にあたる。
計画作成担当者	介護支援専門員	1名		1名	計画作成担当者は利用者のサービス計画にあたる。
介護職員	介護福祉士 実務者研修終了 ヘルパー2級	11名	1名	12名	介護職員は食事、排泄、入浴等の日常生活の支援として訪問介護、通所介護、夜間勤務及び宿直勤務にあたる。
その他			1名	1名	送迎や介護補助にあたる。
合計		12名	2名	15名	管理者と介護職員と同一

看護職員

職名	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	看護師	1名		1名	利用者の健康管理、職員の体制管理、 苦情処理等にあたる。(看護職員と兼務)
看護職員	看護師	2名	1名	3名	利用者の健康状態の把握、訪問看護 業務にあたる。(1名は管理者と兼務)
	准看護師	0名	0名	4名	利用者の健康状態の把握、訪問看護 業務にあたる。

<サービス提供の内容>

当事業所の提供するサービス内容は次のとおりとします。

- (1) 介護計画サービス
- (2) 相談、援助等
- (3) 通いサービス及び宿泊サービスに関する内容
  - ① 介護サービス(移動、排せつの介助、見守り等)
  - ② 健康チェック
  - ③ 機能訓練
  - ④ 入浴サービス
  - ⑤ 食事サービス
  - ⑥ 送迎サービス

#### (4) 訪問サービス

- ⑦ 排せつ・食事介助・清拭・体位変換等の身体の介護
- ⑧ 調理・居住の掃除・生活用品の買い物等の生活援助
- ⑨ 安否確認

#### (5) 訪問看護

\* 主治医が看護サービスの必要性を認めたものに関し、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整をはかりながら看護サービスの提供を行います。

- ① 病状・障害の観察
- ② 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症利用者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

\* 通いサービスを利用しない日であっても、電話による見守り等の声かけを行いません。

緊急時対応は 24 時間携帯電話で連絡をいただき対応します。

TEL:0178-38-3443 携帯電話:080-6294-5917

#### <介護計画>

- (1) 介護支援専門員は、指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助の目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- (2) 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。
- (3) 介護支援専門員は、指定看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該指定看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付します。
- (4) 指定看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い必要に応じて介護計画の変更をします。

<サービスの利用料金>

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容、利用料とその他費用の額は次のとおりとなります。

指定看護小規模多機能型居宅介護の事業内容は要介護者に対して、居宅へ訪問し日常生活の支援を行うほか、訪問(介護・看護)通いサービス、短期の宿泊サービスを提供します。提供する当事業所の利用料金は、以下のとおりとし、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。指定看護小規模多機能型居宅介護が法定受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とします。(要介護度別、法定受領代理サービスの1割・2割・3割の額)ただし、介護保険からの給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。また市町村から給付制限が表示されている場合はそれに準じた負担となります。

要介護度	利用料月額 ( )内自己負担額
要介護1	124,470 円 (1割 12,447 円)(2割 24,894 円)(3割 37,341 円)
要介護2	174,150 円 (1割 17,415 円) (2割 34,830 円) (3割 52,245 円)
要介護3	244,810 円 (1割 24,481 円)(2割 48,962 円)(3割 73,443 円)
要介護4	277,660 円 (1割 27,766 円)(2割 55,532 円)(3割 83,298 円)
要介護5	314,080 円 (1割 31,408 円)(2割 62,816 円)(3割 94,224 円)
初期加算	300 円(初回 30 日を限度) (1割1日に付き 30 円)(2割1日に付き60円)(3割 1 日に付き 90 円)
サービス提供体制強化加算Ⅲ	3,500 円 常勤職員の占める割合が60%配置のため加算されます。 (1割350円)(2割700円)(3割1,050円)
緊急時対応加算	7,740 円(24 時間訪問看護対応可能) (1割 774 円) (2割 1,548 円)(3割 2,322 円)
特別管理加算Ⅰ	5,000 円 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している場合に加算されます。 (1割 500 円)(2割 1,000 円)(3割 1,500 円)
特別管理加算Ⅱ	2,500 円 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡状態である場合に加算されます。 (1割 250 円)(2割 500 円)(3割 750 円)
認知症加算Ⅲ	7,600 円 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して加算されます。 (1割 760 円)(2割 1,520 円)(3割 2,280 円)
認知症加算Ⅳ	4,600 円 要介護2であり認知症日常生活自立度Ⅱの利用者に対して加算されます。 (1割 460 円)(2割 920 円)(3割 1,380 円)
総合マネジメント体制強化加算	8,000 円 個別サービス計画で利用者の心身の状況や家族と取り巻く環境の変化を踏まえ、他職種協働により随時適切に見直しを行っている場合で、サービス

	<p>の特性に応じて病院又は診療所に対して情報提供を行っている場合や地域における活動への参加の機会が確保されている場合に加算されます。</p> <p>(1割800円)(2割1,600円) (3割2,400円)</p>
訪問体制強化加算	<p>10,000円 訪問介護職員を2名配置し、かつ月200件以上の訪問介護を提供した場合に加算されます。</p> <p>(1割1,000円) (2割2,000円) (3割3,000円)</p>
介護職員処遇改善加算Ⅰ	<p>ご利用実績の単位数に10.2%乗じた(掛けた)単位数が加算されます。(単位数の1割2割3割の負担あり)</p>
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	<p>ご利用実績の単位数に1.2%乗じた(掛けた)単位数が加算されます。(単位数の1割2割3割の負担あり)</p>
ベースアップ加算	<p>ご利用実績の単位数に1.7%乗じた(掛けた)単位数が加算されます。(単位数の1割2割3割の負担あり)</p>
訪問看護体制減算	<p>925円～2914円(月単位)減算。主治医の指示に基づく看護サービスを提供した割合が利用者数の30%未満、緊急時訪問加算を算定した割合が利用者数の30%未満、特別管理加算を算定した割合が5%未満に当てはまる場合に減算されます。</p>
医療訪問看護減算	<p>925円～2914円(月単位)減算。医療保険の訪問看護実施の場合に減算されます。</p>
特別指示による訪問看護特別指示減算	<p>30円～95円(月単位)減算。特別指示による医療保険の訪問看護実施の場合に減算されます。</p>

ただし、次に掲げる項目については、別に定める利用料金の支払いを受けます。

- (1) 宿泊にかかる費用1泊 1,540円
- (2) 食事の提供にかかる費用 朝食400円 昼食500円 夕食400円
- (3) 電気毛布使用料 1泊 60円(希望者)  
在宅酸素使用電気代 1日 150円
- (4) 日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で利用者が負担することが適当であるものにかかる費用の実費
- (5) 厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更します。その場合事前に変更の内容と変更する事由について変更を行う2か月前までに利用者に説明します。
- (6) 費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けます。
- (7) 法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護の内容、その費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付します。

#### <衛生管理等>

- (1) 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (5) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### <緊急時等における対応方法>

- (1) 従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業者が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、必要な措置を講じます。
- (3) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をします。
- (4) 事業所は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### <非常災害対策>

- (1) 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、毎年定期的に、避難・救助その他の必要な訓練を行います。
- (2) 非常災害に備え、年2回以上の法定避難訓練を行うこととする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めます。

#### <協力医療機関等>

- (1) 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めます。
- (2) 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めます。
- (3) 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介

護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えます。

#### <苦情処理>

- (1) 事業所は、指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置します。
- (2) 事業所は、提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村から質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (3) 事業所は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

#### 苦情担当者窓口

管理者 船渡 柔斗(ふなわたり やわと)

TEL: 0178-38-1088

FAX: 0178-27-8558

受付日 月曜日～土曜日・祝日(ただし、12月31日～1月3日を除く。)

受付時間 8:30～17:30

\* 苦情受付後の対応や体制等は別紙1(利用者から苦情を処理するために講ずる措置の概要)と別紙2をご参照ください。

#### <その他の苦情の受付窓口>

八戸市介護保険課 0178-43-9292

青森県国民健康保険団体連合会 017-723-1336

青森県運営適正化委員会 017-731-3039

株式会社ゆとり

本社相談窓口 工藤 久子 0178-72-5370(ただし、月曜日～金曜日祭日含む)

#### <個人情報の保護>

- (1) 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得ます。

### (3) その他情報開示

①利用者及び家族から情報の開示を求められた場合には、手順に従って開示します。

\*コピーする場合は別途料金(1枚10円)を頂きます。

#### <虐待防止に関する事項>

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります
- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (6) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

#### <身体拘束>

- (1) 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
  - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
  - ③ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

#### <地域との連携>

- (1) 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 事業所は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市町村の関係者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される(以下に項において「運営推進会議」という。)運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に対して通いサー

ビス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

- (3) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、運営推進会議の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに当該記録を公表します。
- (4) 事業所は、自ら提供するサービスを評価・点検をすることにより、サービスの改善及び質の向上を目指します。またその結果については、運営推進会議を用いた評価を受け利用者並びに市町村等へ公表します。

#### <業務継続計画の策定等>

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### <利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等>

- (1) 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催します。

#### <その他運営に関する留意事項>

- (1) 事業所は、全ての指定看護小規模多機能型居宅介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備します。
  - ① 採用時研修 採用後6か月以内
  - ② 継続研修 年12回以上
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (4) 事業所は、適切な指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われるハラスメント等の業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(5) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を看護小規模多機能型居宅介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意します。

(6) 事業所は、指定看護小規模多機能型居宅介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存します。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ゆとりと事業所の管理者との協議に基づいて定めます。

指定看護小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明年月日 令和 年 月 日

事業所 住所 八戸市大字尻内町字表河原31-2  
名称 株式会社ゆとり  
看護多機能ホームまべちの風

説明者 氏名

私は、本書面により、事業所から看護多機能ホームまべちの風の利用に当たって重要事項の説明を受けサービス提供に同意します。

同意年月日 令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

家族 (代筆者)

住所

氏名

(続柄 )

代筆理由  本人が字を書けないため  
 その他

## 個人情報利用同意書

私は(および私の家族)の個人情報の利用については、下記により必要最小の範囲内で使用することに同意します。

### 記

#### 1. 使用目的

- (1)介護サービスの提供を受けるにあたって、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターと介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- (2)上記(1)の外、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は介護サービスの事業所との連絡調整のために必要な場合
- (3)現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩しまたは怪我等で病院へ行った時で、医師・看護師等に説明する場合

#### 2. 個人情報を提供する事業所

- (1)居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2)病院又は診療所(体調を崩し又は怪我等で診療することとなった場合)

#### 3. 使用する期間

- (1)サービスの提供を受けている期間

#### 4. 使用する条件

- (1)個人情報の利用については、必要最小限度の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外のもに漏れることのないよう細心の注意を払う
- (2)個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する

令和 年 月 日

事業所の名称 株式会社ゆとり  
看護多機能ホームまべちの風

利用者

住 所

氏 名

家 族(代筆者)

住 所

氏 名

続柄( )



